

○福岡市高速鉄道ICカードポイント規程

平成21年2月26日

交通事業管理規程第4号

改正 平成22年2月25日交規程第2号

平成24年12月27日交規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第5号。以下「施行規程」という。）別表第6に規定するポイントに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ポイントの付与)

第2条 管理者は、1月（月の計算は暦月による。）に同一のICカードを利用して支払った福岡市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）の普通料金（割引普通料金を含む。以下同じ。）並びに福岡市高速鉄道連絡運輸規程（昭和58年福岡市交通事業管理規程第5号）第9条及び第9条の2に規定する連絡割引料金のうち高速鉄道区間に係る料金の合計額（以下「暦月合計額」という。）に応じて、次の各号に定める割引額に相当するポイントの合計を、翌月の10日（以下「ポイント付与日」という。）に付与する。ただし、ポイント付与日前に福岡市高速鉄道ICカード乗車取扱規程（平成21年福岡市交通事業管理規程第3号。以下「ICカード規程」という。）第20条の規定に基づき当該ICカードの払戻しを行った場合は、ポイントを付与しない。

(1) 暦月合計額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に100分の2を乗じて得たポイント（当該ポイントが240ポイントを超える場合は240ポイント）

(2) 暦月合計額に応じて別表に定めるポイント

2 暦月合計額に算入する普通料金は、ICカードの改札処理が可能な機器（以下「改札機等」という。）による改札及び集札を受けたICカードに係るものに限る。

- 3 次に掲げる場合には、暦月合計額への算入は行わない。
  - (1) ICカードを利用して普通乗車券又は1日乗車券に引き換える場合
  - (2) 改札機等による集札以外の方法により乗車料金を減額する場合
  - (3) IC定期券を利用して、当該ICカードに付加された定期券の通用期間内に券面表示区間を乗車する場合
- 4 第1項に定めるもののほか、高速鉄道の利用促進を図るため、管理者が別に定めるところによりポイントを付与することができる。

(平成22交規程2・一部改正)

(ポイントの利用及び交換)

第3条 乗客は、ポイントをSF（ICカード規程第2条第1号に規定するSFをいう。以下同じ。）に交換することができる。この場合において、ICカードに付与されたすべてのポイントをSFに交換しなければならない。

- 2 ポイントをSFに交換する場合の換算率は、1ポイントあたり1円とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、SFに交換できるポイントは、20,000円から当該ICカードのSFの残額を減じた額に相当するポイントを上限とする。
- 4 前項の規定によりSFに交換できないポイントは、SFの残額が減少した後、改めて前項に定める範囲内でSFに交換することができる。
- 5 ポイントは、現金に交換することはできない。
- 6 ポイントは、他のICカードのポイントと合算することはできない。
- 7 ポイントは、他の乗客に譲渡することはできない。
- 8 SFに交換したポイントは、再びポイントに戻すことはできない。

(ポイントの効力)

第4条 前条の規定にかかわらず、ポイントが付与された日から起算して1年を経過した日が属する月の末日を経過したときは、当該ポイントは失効し、SFに交換することはできない。

- 2 ICカードの払戻しを行う場合において、SFに交換していないポイントは、失効する。

3 ICカード規程第13条の規定によりICカードが失効する場合は、当該ICカードに付与されたポイントは失効する。

4 ICカード規程第27条又は第36条の規定によりICカードが無効となる場合は、当該ICカードに付与されたポイントは無効とする。

(ポイントの引継ぎ)

第5条 ICカード規程第16条の規定に基づき紛失再発行又は同規程第17条の規定に基づき障害再発行を行うときは、再発行前のICカードに係るポイントは新たに発行するICカードに付与するものとする。

(規定外の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成21年3月7日から施行する。

附 則 (平成22年2月25日交規程第2号)

この規程は、平成22年3月13日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日交規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の福岡市高速鉄道ICカードポイント規程別表の規定は、平成25年2月10日に付与するポイントから適用し、同年1月10日に付与するポイントについては、なお従前の例による。

別表

(平成24交規程16・全改)

暦月合計額	ポイント
1,000円以上3,000円未満	50ポイント
3,000円以上5,000円未満	200ポイント

5,000円以上8,000円未満	350ポイント
8,000円以上10,000円未満	600ポイント
10,000円以上	800ポイント